## 寝屋川市ごみ減量コンテスト実施要項

### (目的)

第1条 この要項は、各家庭におけるごみ減量の取組を募集し、優秀な取組について、懸賞を進呈するとともに、クリーンカレンダー、ホームページ等に掲載することによりごみ減量の取組を周知することで市民と協働したごみ減量の推進を図ることを目的とする。

### (募集期間等)

第2条 各家庭におけるごみ減量の取組に関する募集(以下単に「募集」という。)は、全戸配布するごみ減量啓発用冊子(以下「冊子」という。)等により 周知する方法で実施する。募集の期間は、令和4年10月1日から10月31日 までとする。

## (応募資格及び応募方法)

- 第3条 応募資格及び応募方法は次のとおりとする。
  - (1) 応募資格は、寝屋川市の区域内に住所を有する個人とする。
  - (2) 応募方法は、冊子に掲載する封書に必要事項を記載して郵送、市ホームページから電子申請システム又はメールにより、下記に応募するものとする。

応募先住所:〒572-8555 寝屋川市寝屋南一丁目2番1号

寝屋川市クリーンセンター6階 環境総務課

応募先メールアドレス: k-somu@city.neyagawa.osaka.jp

#### (賞の種類及び懸賞)

第4条 賞の種類及び懸賞については、次の表のとおりとする。

賞の種類	選定数	懸賞(図書カード)
最優秀賞	1点	10,000 円分
優秀賞	3点	5,000円分
奨励賞	5 点	3,000円分
ファミリー賞	3点	2,000 円分

#### (審査方法及び基準等)

- 第5条 審査方法及び審査基準等は次のとおりとする。
  - (1) 審査方法は、1次審査・2次審査とし、1次審査は寝屋川市環境部、2次

審査は市ごみ減量マイスター(上級)により、別表1のとおり審査する。

(2) 審査基準は、優秀な取組であり、ごみ減量の効果や家庭において実施可能であるか等を基準として審査する。

# (受賞者への通知及び懸賞の授与方法)

第6条 各賞の受賞者への通知は、審査後速やかに行い、懸賞の授与は、受賞者本人又はその同居する家族へ持参する方法等により行う。

### (応募内容の活用)

第7条 最優秀賞又はその他各賞に選ばれた内容は、クリーンカレンダー、市ホームページ等に掲載する方法により広く周知する。

# (注意事項)

第8条 審査状況や審査結果に関する問合せには一切応じない。

附則

この要項は、令和4年10月1日から施行する。

### 別表1 (第5条関係)

#### 審査項目及び配点基準

- 1 審查項目
  - (1) ごみ減量効果
  - (2) 取り組みやすさ(家庭における実施可能性)
  - (3) 独創性
  - (4) 啓発効果
  - (5) その他特記項目
- 2 配点基準
  - 5点(非常に優れている)
  - 4点(優れている)
  - 3点(普通)
  - ・2点(やや劣る)
  - ・1点(劣る)